

津山市監査委員告示第8号
平成30年2月26日

地方自治法第199条第7項及び第5項の規定に基づき、平成29年度の
公の施設の指定管理者監査及び指定管理事務に関する随時監査を実施したの
で、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 仁 木 実
津山市監査委員 津 本 辰 己

平成 29 年度

公の施設の指定管理者等監査結果報告書

津山市監査委員

第1 監査の期間及び対象

1 期間

平成29年11月2日から平成30年2月21日まで

2 実施日及び対象

実施日	指定管理者名	施設名	所管部署
1月31日	株式会社 内外総合通信社	中島病院旧本館 (城西浪漫館)	都市建設部 歴史まちづくり推進室

第2 監査の範囲及び方法

平成28年度における公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務が、関係法令、協定書及び仕様書に従い適正かつ効率的に執行されているか、また、指定管理者制度の目的に沿った運営がなされているか等を主眼として監査した。

監査にあたっては、所管部署及び指定管理者から監査資料の提出を求め、書類の調査、関係諸帳簿等との照合を行ったほか、関係者から説明を聴取するとともに、施設の現地調査を実施した。

第3 指定管理の状況

1 指定管理の概要等

- (1) 施設の所在地 津山市田町 122 番地
- (2) 施設の内容 建築面積 126.93 m²
延床面積 243.56 m²
 - 1階 事務室、玄関、喫茶室、展示室、倉庫等
 - 2階 多目的室、前室、準備室及び階段室等

(3) 施設の設置目的

中島病院旧本館を歴史的建造物として保存し、広く近代化遺産に親しむことができる場を提供するとともに、歴史的資産の活用を図り、もって地域の活性化に役立てる。

2 管理業務の内容

- (1) 中島病院旧本館の施設又は設備の利用の許可に関する業務
- (2) 中島病院旧本館の維持管理に関する業務
- (3) 中島病院旧本館の利用に関する料金の徴収に関する業務
- (4) 中島病院旧本館の設置目的を発揮するための事業に関する業務

- (5) 中島病院旧本館の利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、中島病院旧本館の運営に関する業務のうち、市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

- 3 指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理料 2,500,000円(平成28年度決算額)
- 5 利用料金制 採用している

第4 監査の結果

公の施設の管理に係る事務の執行について、改善を要する点が見られたので、必要な措置を講じられたい。

1 指定管理者について

(1) 指摘事項

利用許可申請書ほか各種様式については、記載事項について市の所管部署と協議し、整理した上で、市の規則に定める様式を使用するよう改められたい。

また、現行の様式では申請先と利用許可者が城西浪漫館名になっているが、中島病院旧本館条例施行規則第12条の規定に基づき、指定管理者名に改められたい。

施設利用者から料金を徴収した際、相手から求められた場合のみ領収書を交付していた。公の施設の利用料金であるため、津山市会計規則に準じ、領収書を必ず交付するよう徹底されたい。また、城西浪漫館名で交付していたが、指定管理者名で交付するよう改められたい。

貸室の利用料金について、これまで館内に掲示されていなかった。中島病院旧本館条例第11条第4項の規定に基づき、利用者の見やすい場所に掲示するよう徹底されたい。

緊急時の連絡先について、パソコン内のデータは更新されていたものの、事務室内の掲示が古い情報のままだった。館内において不測の事態が起きた場合には迅速な対応が求められる。その際に混乱を招くことのないよう、定期的に連絡先の確認を行い、データを更新した際には、掲示も貼り替えるよう徹底されたい。

他団体と共催した行事について、自主事業の一環で貸室ではないとの認識から、部屋を無料で貸し出していた。現行の利用料金の減免基準には、無料で貸

し出すことができる基準はなく、共催の場合の料金の取扱いについても定められていない。今後も共催で事業を行うケースは想定されることから、減免の基準について市の所管部署と協議の上で整理し、利用料金の取扱いを明確にされたい。

指定管理者が指定管理業務を行うにあたり作成・取得した書類については、仕様書に定められた保存年限に従い、適正な管理をされたい。

(2) 要望事項

自主事業実施による収入の確保や、貸室と喫茶の利用状況を分析し、リピーターや新規顧客を獲得する方法を研究するなど、自社負担金で補填している部分を少しでも減らしていくよう努力されたい。

施設利用者の意見・苦情等を施設の運営に反映し、管理業務のサービス水準の向上を図るため、管理施設の窓口等に常時用紙を備えて記入していただくなどの方法で満足度の調査を行い、業務改善に活かされたい。

2 所管部署について

(1) 指摘事項

指定管理料の振込先について、協定書第46条により開設されている指定管理業務固有の口座ではなく、指定管理者の別口座へ振込まれていた。指定管理業務の実施に係る収支を適切に管理するために、指定管理業務固有の口座に振込むよう変更されたい。

指定管理者が使用している利用許可申請書等について、市の規則に定める様式との相違が見られた。記載事項について指定管理者と協議し、整理したうえで、適切な指導を行われたい。

指定管理者に市が貸与している備品等のうち、市の備品台帳に登録が漏れているものがあつた。備品の帰属に関するトラブルを防止し、適切な管理が行われるよう、備品台帳の整理を行われたい。

津山市指定管理者制度運用ガイドラインには、指定管理者が行うモニタリングとして、利用者満足度調査の実施について定められている。指定管理者が適正に管理を代行しているか客観的な評価を検証するためにも、利用者満足度調査の果たす役割は大きいと考えられるため、実施するよう指導されたい。

指定管理者が他団体と共催した行事について、部屋を無料で貸し出していた。今後も共催で事業を行うケースは想定されることから、適正な利用料金を徴収するよう、減免の基準について指定管理者と協議し、整理されたい。

(2) 要望事項

津山市指定管理者制度運用ガイドラインには、公の施設における指定管理者制度の運用と定着に係る市の統一的な考え方や手順などの基本的事項が定められている。運用課題を整理し、改定が行われているので、適宜確認し、業務を進めていただきたい。

業務内容が適正に履行できているかを日頃から注視するとともに、定期的な情報交換や業務内容の調整を図るなど、指定管理者制度導入の効果が高まるよう工夫されたい。

第5 監査委員の意見

中島病院旧本館（城西浪漫館）は、大正6年に建築された津山市で最も古い病院建築物であり、平成22年には国の登録有形文化財にも登録されている。

平成20年に特定医療法人和風会中島病院から市に寄贈を受けた後、歴史的建造物として保存するだけでなく、民間の力を活用したまちづくりの情報発信拠点として活用するため、「城西浪漫館」の愛称で平成21年8月にオープンした。

大正ロマンあふれる館内は、ギャラリーのほか、写真の撮影やコンサートなどにも利用されている。また、喫茶では、幕末のコーヒーの味を再現した「榕菴珈琲」を、江戸時代のコーヒー煮出し器「コーヒーカン」で淹れるという、この施設ならではの特色あるサービスも提供している。

開館当初から3期（平成30年2月現在、8年7ヵ月）にわたり、株式会社内外総合通信社が指定管理者として管理運営を行っているが、歴史的建造物の保存・管理、地域のまちづくりの情報発信、地元住民との交流、観光振興など、関係機関・関係団体と連携しながら、熱心に取り組んでいる。

結果として、施設の知名度アップと地域の活性化に貢献しており、特に施設の来館者数は、開館した平成21年度の実績 5,275 人から、平成28年度の実績 12,633 人と着実に伸びている。

しかしながら収支の状況は、開館以来、赤字部分を指定管理者の自社負担金で補填している状況が続いている。今後とも魅力的な自主事業の実施や新メニューの開発など、創意工夫を凝らして収入増を図り、安定的な運営に努められたい。

また、これまで培ってきたノウハウを活かし、地域に根差し、利用者に愛され活用される施設として、施設管理とサービスの向上に積極的に取り組んでいただきたい。